

ショートステイたんぽぽ 高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に役立つことを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為はいずれも行いません。

- ①身体的虐待：高齢者の身体に外相が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することやその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会の設置及び開催

1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は年1回以上開催し、次のことを協議します。

- ①虐待防止のための指針を整備する。
- ②虐待防止のための職員研修の開催時期及び内容に関すること。
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ④職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための仕組みに関すること
- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

2) 委員会の構成

委員会の運営責任者は管理者とし、構成は生活相談員、看護師等事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められるものを選出して構成します

3) 身体拘束等に関する会議や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関連がある場合は、他の会議と一体的に行う場合があります。

3. 虐待防止のための職員研修

虐待防止のための職員研修を原則として年2回定期的実施します。研修内容は、基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

- ①職員等が、利用者への虐待を発見した場合、直ちに虐待防止責任者（管理者）へ報告をします。ただし、管理者が不在の時は、あらかじめ指定を受けた職員とする。また、管理者等は速やかに行政機関に報告します。
- ②管理者等は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関に相談します。
- ⑤事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会に置いて、当該事案の発生原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、4の①記載のとおり、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関（警察を含む）等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な相談窓口等の案内等の支援を行います。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者又はその家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に掲示するとともにホームページに公表します。

8. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

3の「虐待防止のための職員研修」に定める研修のほか、外部機関により開催される虐待防止に関する研修会に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。